

令和 3 年度電気工事業法立入検査結果について

電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下、法という。)第 29 条の規定に基づき、令和 3 年度に関東東北産業保安監督部東北支部所管の電気工事業者に対して実施した立入検査の結果についてお知らせします。

1. 立入検査の概要

(1) 検査対象について

当支部所管の電気工事業者を対象とし、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの期間に実施しました。立入検査実施件数は表 1 のとおりです。

【表 1：立入検査実施件数】

実施年度	実施件数
令和 3 年度	3 事業者(3 営業所)

(2) 検査項目について

立入検査は、下記の 8 項目(法に定める事項)について実施しました。

- ① 登録(通知、届出)事項に誤りがないか(法第 10 条、第 17 条の 2、第 34 条)
- ② 主任電気工事士の作業管理が十分であるか(法第 20 条)
- ③ 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第 21 条)
- ④ 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか(法第 22 条)
- ⑤ 電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか(法第 23 条)
- ⑥ 経済産業省令で定める器具を備えているか(法第 24 条)
- ⑦ 標識を掲示しているか(法第 25 条)
- ⑧ 経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか(法第 26 条)

2. 立入検査の結果

立入検査を実施した **3 事業者(3 営業所)**のうち、**1 事業者(1 営業所)**において **1 件**の法に抵触する不良事項が認められました(表 2)。

これらの不良事項については、立入検査実施時書面により改善を指示しました。

表 3 に**不良事項 1 件**の検査項目別の内訳をまとめます。

【表 2：立入検査実施結果】

立 入 検 査 実 施 事 業 者 数	3 事 業 者 (3 営 業 所)
不 良 事 項 が 認 め ら れ た 事 業 者 数	1 事 業 者 (1 営 業 所)
不 良 事 項 が 認 め ら れ た 事 業 者 の 割 合	33%(3 事 業 者 中 1 事 業 者)
不 良 事 項 の 件 数	1 件

【表 3：不良事項の検査項目別件数】

検 査 項 目	不良件数
① 登録(通知、届出)事項に誤りがないか (法第 10 条、法第 17 条の 2、法第 34 条)	0
② 主任電気工事士の作業管理が十分であるか(法第 20 条)	0
③ 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第 21 条)	0
④ 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け 負わせていないか(法第 22 条)	0
⑤ 電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか (法第 23 条)	0
⑥ 経済産業省令で定める器具を備えているか(法第 24 条)	0
⑦ 標識を掲示しているか(法第 25 条)	0
⑧ 経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか (法第 26 条)	1
合 計	1